

子育て応援特別手当 Q & A

1 制度全体について

Q 1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか？

A 子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第二子以降の児童について、一人あたり3.6万円を支給するものです。これにより、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えています。

Q 2 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか？

A 子育て応援特別手当については、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（一律5千円を加算）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところで

Q 3 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか？

A 支給額については、住民税非課税世帯の保育所の自己負担額の基準等を勘案して設定したものです。

Q 4 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか？

A 「生活対策」の中で平成20年度の緊急措置として支給することとされたものであり、平成20年度限りの措置として位置付けられています。

Q 5 子育て応援特別手当は課税されますか？

A 子育て応援特別手当は一時所得となります。これには、50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、課税されません。

2 支給対象者について

Q 6 支給対象となるのはどのような人ですか？

A 平成21年2月1日に碧南市の住民基本台帳に記録されている世帯の中に、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、そのうち第2子以降の子が平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子である場合はその子を対象として、世帯主に支給します。

※対象となる子以外に別居している子（ただし平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれ）がいる場合は、支給対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

Q 7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか？

A 子育て応援特別手当の支給については、住民基本台帳に基づき、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給することになります。

Q 8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか？

A ご指摘のとおりです。実際には同居していても、住民票上では世帯分離されている場合は、別世帯としてとらえます。ただし、お子さん全員が同じ人に扶養されている場合は、対象となる場合があります。

Q 9 基準日以降に、世帯分離等が生じて世帯主が変更した場合、あくまで基準日における世帯主に支給するのですか？

A ご指摘のとおりです。

Q 1 0 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか？

A 支給要件の判定は、基準日において判断いたしますので、基準日において支給要件を満たしていれば、支給対象となります。

3 支給対象児童について

Q 1 1 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか？

A 子育て応援特別手当は、多子世帯の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものですが、ほとんどの子が高校まで進学するという状況に鑑みれば、一般的に18歳に到達する年の年度末までは当該児童に稼得能力があるとは言えないことから、その手当の性格に鑑み、第2子以降の判定については、

① 18歳以下とし、

② 18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間に
ある者

としたものです。

Q 1 2 支給対象年齢の双子がいる場合、2人とも支給対象になりますか？

A 子育て応援特別手当は、第2子以降の子が対象になりますので、双子であっても、第2子以降の子のみ対象となります。

Q 1 3 同じ世帯であれば、兄弟姉妹でなくても支給対象になりますか？

A 支給対象になります。子育て応援特別手当では、続柄は問いませんので、兄弟姉妹でなくとも、同じ世帯に属しており、支給要件を満たせば対象となります。

Q 1 4 2月1日に第1子が死亡した場合、第2子は支給対象となりますか？

A 2月1日時点での判断になりますので、支給対象となります。

4 別居している子がいる場合について

Q 1 5 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか？

A 子と同居している場合のみ支給されるため、この場合は支給されません。

Q 1 6 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか？

A 保険者証の写し等を添付して申請していただき、扶養の事実を確認することで、支給対象となる場合があります。

Q 1 7 第1子が海外におり、その子を含めれば支給要件を満たす場合には支給対象となりますか？

A 子全てが同一の者の扶養となっている場合等は、支給対象となることもあり得ます。

Q 1 8 支給対象となる第2子以降の子が福祉施設に入所し、住民基本台帳を施設等に異動している場合は誰に支給するのですか。他方、第1子が福祉施設に入所しており、第2子以降の子が親と同居している場合は支給対象となりますか？

A 前者のケースは、当該子に係る子育て費用につき措置費等の公費により賄われていることから支給対象となりません。後者のケースについては、第2子以降の属する世帯主が保険者証、措置決定通知書等を添付し、申請することで支給することとなります。

Q 1 9 支給対象となる第2子以降の子が里親に養育され、住民基本台帳を里親の世帯に異動している場合は支給対象となりますか？

A 支給対象となりません。

5 離婚に係る扱いについて

Q 2 0 私（世帯員）は離婚調停中で、別居しています。事実上は、夫（世帯主）ではなく、私の子を養育している場合、誰に支給するのですか？

A あくまで住民基本台帳に基づき支給しますので、世帯主に支給することとなります。

Q 2 1 離婚した夫婦がいて、夫は10歳の子を扶養しながら妻が扶養している子の養育費を支払っており、妻はパートをしながら5歳と3歳の子を扶養して、それぞれが世帯主となっている場合、誰に支給するのですか？

A 原則として、妻の属する世帯の世帯主に対し1人分の子育て応援特別手当を支給することとなります。ただし、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、10歳の子を第1子と算定し、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯の世帯主が2人分の子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

6 DV被害者の扱いについて

Q 2 2 私（世帯員）はDVを受けていて、住民票とは違うところで子どもと生活しています。私が受給することはできますか？

A 子育て応援特別手当については、基準日時点における住民基本台帳の記録をベースに給付を行うこととしています。この場合は、住民基本台帳上の世帯主に支給することとなります。

DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただき、2月1日に実際の居住地に住民登録されれば支給できます。